

民法（債権関係）改正に伴う 金融実務における法的課題

2018年3月

金融法務研究会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第2分科会における平成27年度の研究の内容を取りまとめたものである。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取りあげ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成27年度は「民法（債権関係）改正に伴う金融実務における法的課題」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「債権法改正による保証の規律の変化と金融実務」（山下純司担当）、第2章で「民法（債権関係）改正と債権譲渡—譲渡制限の意思表示に関する民法改正が金融実務に与える影響—」（加毛明担当）、第3章で「相殺に関する民法改正法下の解釈問題—差押えと相殺における『前の原因』をめぐる—」（沖野眞已担当）、第4章で「民法（債権関係）改正における消費貸借に関する検討課題」（山田誠一担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、平成29年改正民法（以下「改正民法」という。）による保証のルールの変化およびそれが金融実務に与える影響について検討するとともに、今後の課題を明らかにする。第2章においては、改正民法の譲渡制限の意思表示に係る規定を現行民法と対比しつつ概観したうえで、債権譲渡による資金調達およびシンジケート・ローンの実務に与える影響について検討する。第3章においては、改正民法において改正された差押えと相殺に係る規律における「前の原因」および関連性ある債権間の相殺に関する解釈問題について検討する。第4章においては、改正民法下の消費貸借に係る規律のうち、要式契約としての諾成的消費貸借（587条の2）、利息（589条）および借主が当事者間で定めた返還時期の前に返還をしたことによる貸主の損害賠償請求（591条3項）等について検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部をお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成29年度には「最高裁大法廷決定（平成28年12月19日）を踏まえた預金債権の相続に関する諸論点」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

平成30年3月
金融法務研究会座長
岩原 紳 作

目 次

第1章 債権法改正による保証の規律の変化と金融実務（山下純司）	1
1 序論	1
2 改正の経緯	1
(1) 改正の対象からの除外・縮小	1
(2) 最終的な改正法	3
3 規律変更があった部分の影響	6
(1) 連帯保証人に対する履行の請求の効力	6
(2) 個人根保証に関する規律の拡大	7
4 規律新設があった部分の影響	7
(1) 主たる債務に関する情報の提供義務	7
(2) 事業に係る債務の保証についての特則	9
5 結論	14
第2章 民法（債権関係）改正と債権譲渡—譲渡制限の意思表示に関する民法改正が金融実務に与える影響—（加毛明）	15
1 検討対象	15
2 改正法における意思表示による債権の譲渡制限	16
(1) 現行法の状況	16
(2) 改正法の内容	20
3 債権譲渡による資金調達への影響	25
(1) 総説	25
(2) 譲渡禁止の合意に反する債権譲渡	25
(3) 譲渡人の信用状況の悪化への対処	30
4 シンジケート・ローンへの影響	34
(1) シンジケート・ローンの特徴	34
(2) 譲渡制限の意思表示に関する民法改正の影響	37
5 終わりに	42

第3章 相殺に関する民法改正法下の解釈問題—差押えと相殺における	
「前の原因」をめぐって（沖野真巳）	43
1 民法改正法	43
(1) 改正法の規定	43
(2) 改正点	44
(3) 従来議論との関係	46
(4) 改正法下の制限説・無制限説	48
(5) 本稿でとりあげる問題	49
2 「前の原因」	50
(1) 改正法下の差押えと相殺	50
(2) 「差押えと相殺」と倒産法の相殺権とその制限	51
(3) 「前の原因」の定式と倒産法（破産法）	52
(4) 自働債権の取得の基準と前に生じた原因の基準（1項と2項との関係）	55
(5) 非金銭債務の不履行による損害賠償債権	58
(6) 受働債権の負担の時期	58
3 関連性ある債権間の相殺	59
4 設例	60
第4章 民法（債権関係）改正における消費貸借に関する検討課題	
（山田誠一）	64
1 はじめに	64
2 要式契約としての諾成的消費貸借に関する規定（587条の2）	64
(1) 改正前の民法における諾成的消費貸借に関する規律	64
(2) 改正後の民法における消費貸借の成立要件—587条と587条の2—	65
(3) 諾成的消費貸借によって生ずる基本的な法律関係（その1—貸主の債務）	67
(4) 諾成的消費貸借によって生ずる基本的な法律関係（その2—借主の債務）	69
(5) 借主は貸主から金銭が支払われるまでいつでも解除ができること、および、それに付随する問題（借主の解除によって貸主が損害を受けたときの賠償請求に関する規律）	69
3 利息に関する規定（589条）	71

(1) 特約による利息の発生	71
(2) 利息が発生する日	71
4 当事者が返還の時期を定めた場合において、借主がその時期の前に返還をしたことによって貸主が損害を受けたときの賠償請求に関する規律を定めた規定（591条3項）	73
（参考）金融法務研究会第2分科会の開催および検討事項	75